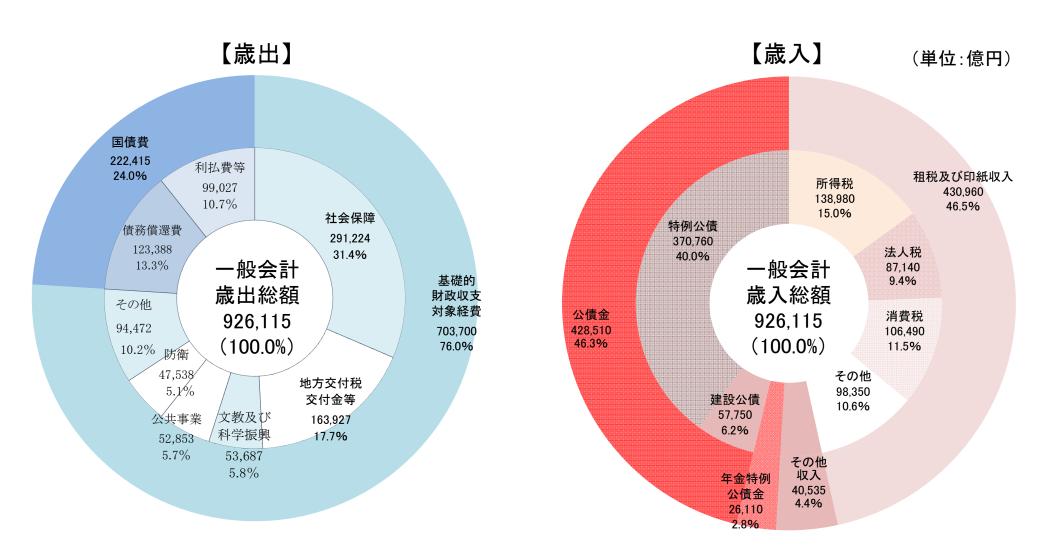
(参考1)

# 資 料



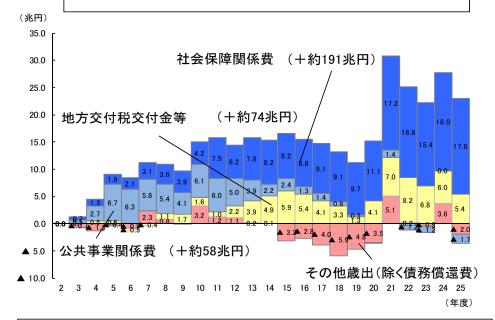
(注)一般歳出※における社会保障関係費の割合:54.0%

※一般歳出は、基礎的財政収支対象経費から地方交付税交付金等を除いたもの。

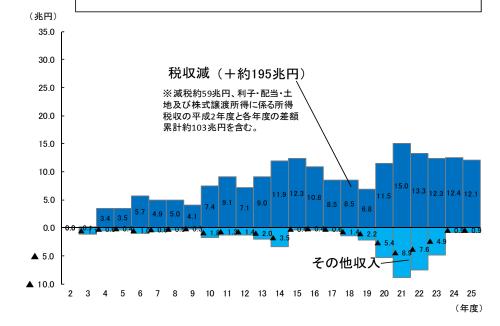
## 平成2年度(1990年度)を基準とした普通国債(除く復興債)の残高増加の要因分析

平成2年度末から25年度末にかけての普通国債残高増加額: 約571兆円

歳出の増加要因: <u>+約311兆円</u>



税収等の減少要因: +約147兆円

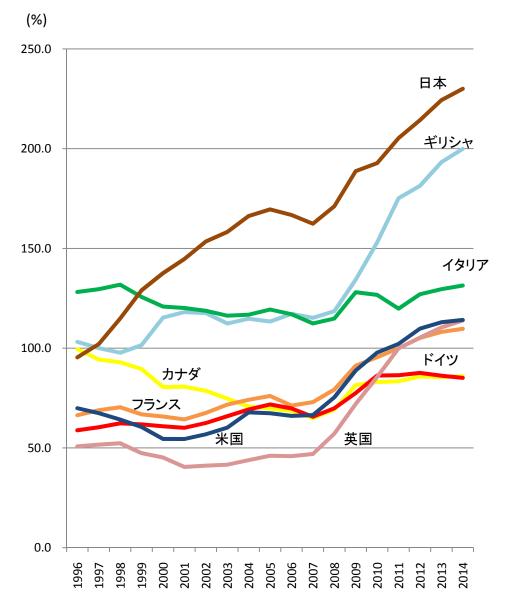


平成2年度の収支差分による影響: +約65兆円

毎年度約3兆円の債務増加 × 23年 (平成3~25年度) (平成2年度の財政赤字約3兆円)

その他の要因(国鉄等債務承継など): +約47兆円

- (注1)平成23年度までは決算、24年度は補正後予算、平成25年度は予算による。
- (注2)東日本大震災からの復興のために平成23~平成27年度まで実施する政策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度は東日本大震災復興特別会計において負担)を公債残高からは除くとともに(平成25年度末で12.2兆円)、平成23年度歳出のうち復興債発行に係るもの(7.6兆円)を除いている。
- (注3)税収のうち交付税法定率分は、歳入歳出両建てである(増減が公債残高の増加に影響しない)ため、歳出・歳入双方の増減要因から控除し、地方交付税交付金等のうちの交付税法定率分以外の部分(地方の財源不足補てん部分等)を歳出の増加要因として計上している。



	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
日本	95.4	102.0	114.9	129.0	137.6	144.7	153.5	158.3	166.3
ギリシャ	103.1	100.0	97.7	101.5	115.3	118.1	117.6	112.3	114.8
イタリア	128.1	129.6	131.8	125.7	120.8	120.1	118.8	116.3	116.8
カナダ	99.6	94.3	92.9	89.6	80.5	80.7	78.6	74.7	70.8
フランス	66.4	68.9	70.4	66.8	65.7	64.3	67.5	71.7	74.1
ドイツ	58.8	60.4	62.3	61.8	60.8	60.1	62.5	65.9	69.3
米国	69.9	67.4	64.2	60.5	54.5	54.4	56.8	60.2	67.8
英国	50.8	51.7	52.3	47.4	45.2	40.5	41.1	41.6	43.9

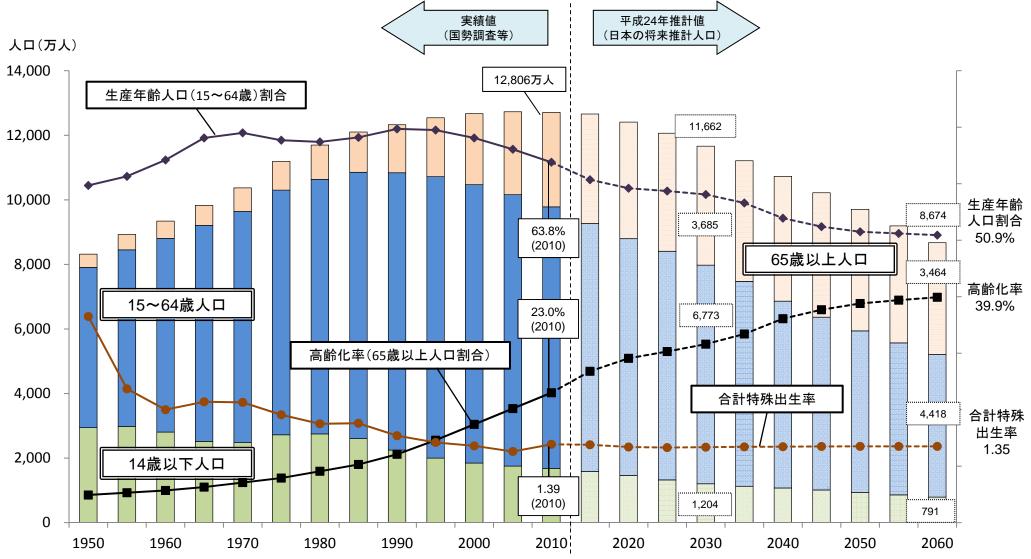
	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本	169.5	166.8	162.4	171.1	188.7	192.7	205.3	214.3	224.3
ギリシャ	113.4	117.2	115.2	118.5	134.3	153.0	175.2	181.3	193.2
イタリア	119.4	117.0	112.4	114.9	128.0	126.7	119.8	127.0	129.6
カナダ	69.7	68.6	65.0	69.2	81.5	83.0	83.4	85.8	85.5
フランス	76.0	71.2	73.0	79.3	91.2	95.5	100.0	105.1	108.2
ドイツ	71.8	69.8	65.6	69.9	77.5	86.3	86.4	87.6	86.2
米国	67.4	66.1	66.5	75.4	88.8	97.8	102.2	109.8	113.0
英国	46.1	45.9	47.0	57.1	72.0	85.6	99.9	105.3	110.4

(出所) OECD "Economic Outlook 92"

(注)数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース

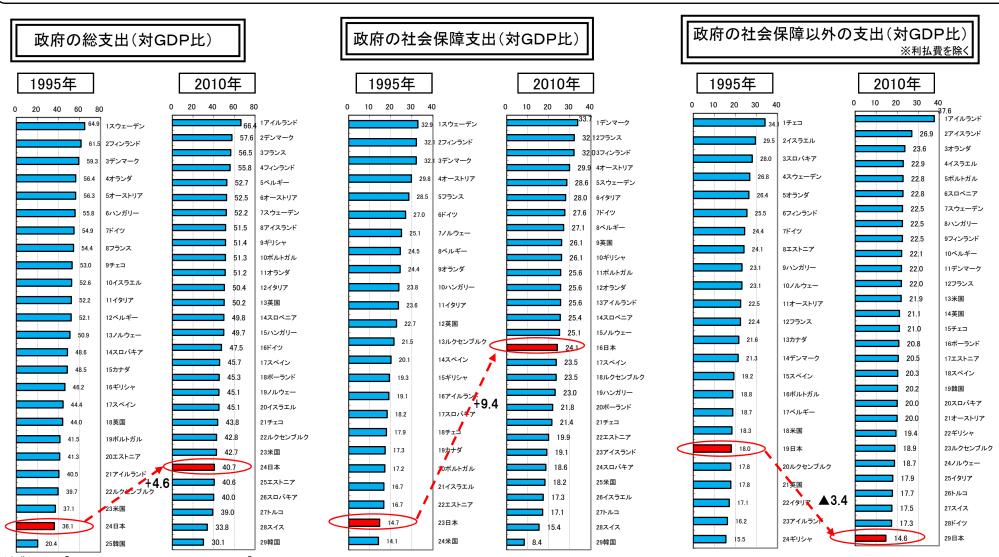
# 日本の人口の推移

日本の人口は近年横ばいであり、人口減少局面を迎えている。2060年には総人口が9000万人を割り込み、高齢化率は40%近い水準になると推計されています。



(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口) 厚生 労働省「人口動態統計」

日本においては、高齢化により社会保障支出が増加する一方、社会保障以外の支出はOECD諸国中最低の水準にまで減少しています。



(出典) OECD「Stat Extracts National Accounts」、EU「Euro stat Government Finance Statistics」。 (注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

(注2)政府の総支出には利払費が含まれている。



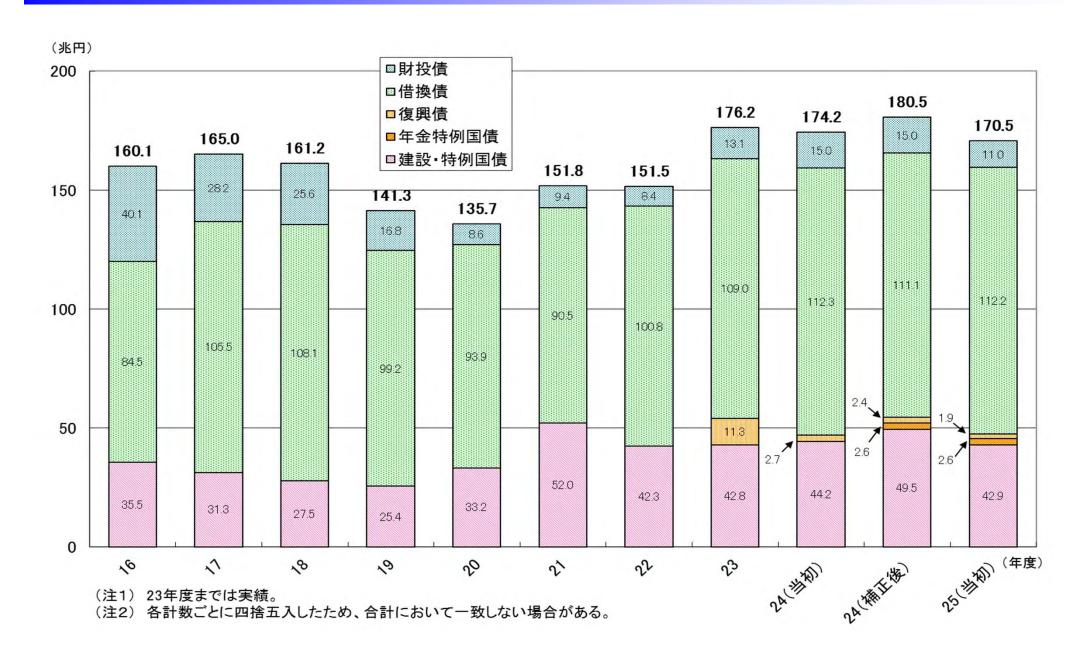
(出所) Bloomberg

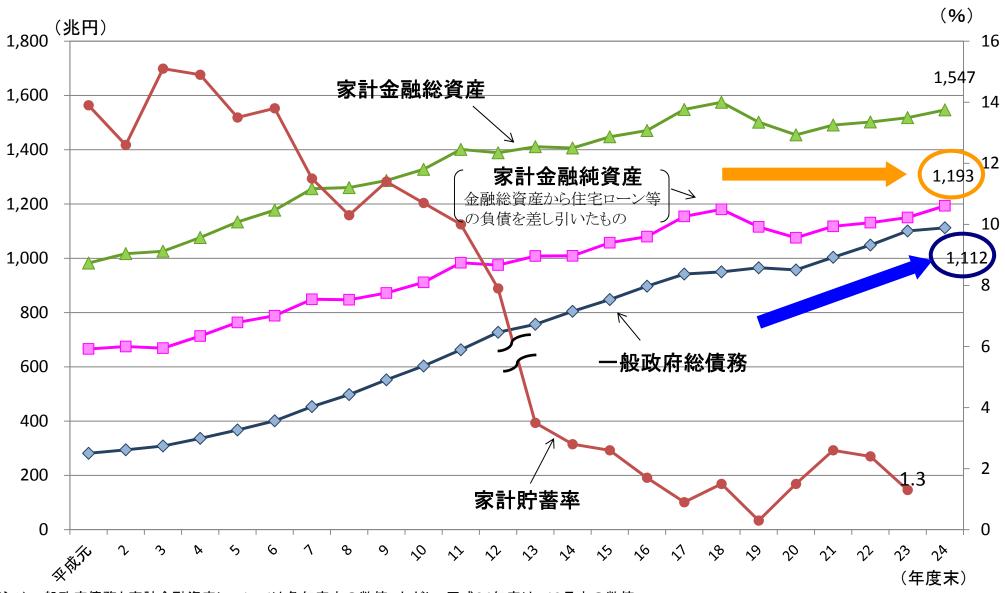
(注) 10年国債の金利。 ただし、アイルランドは10年国債及び9年国債が市場に流通していない期間があったため、8年国債の金利を使用。 ギリシャ国債は、民間債権者との債務交換に伴い、2012年3月12日より交換後の新発債にて取引が行われている。 本資料では2012年3月12日以降、2023年償還のギリシャ国債の金利を使用しており、債務交換前と比較して低くなっている。 財政状況が悪化した国々では、国内外に保有される国債の信用が失われ、政府の資金調達が困難となる事態(財政危機) が発生しています。これらの国では、年金・医療の大幅な給付カットや負担増など、厳しい措置が行われています。

	財政健全化策の規模 (最も規模が大きな年)	社会保障分野の給付削減等
ギリシャ	143億ユ一口 対GDP比6.6% (2011年 <sup>(注1)</sup> ) <b>⇒【30.9兆円】</b> (注2)	<ul> <li>年金の給付水準を実質切下げ(月約17万円(1,700ユーロ)超の年金受給者について、年金基金の不足に充てるため、年金からの天引き額を増加)</li> <li>これに加え、月約12万円(1,200ユーロ)超の年金給付額を20%切下げ</li> <li>※付加価値税率を引上げ(19→23%) [2010年~]</li> </ul>
アイル ランド	60億ユーロ 対GDP比3.8% (2011年) <b>⇒【18.0兆円</b> 】	<ul> <li>約10万円(1,000ユーロ)以上の年金受給者への年金給付額</li> <li>を切り下げることで、年金給付総額を4%削減</li> <li>児童手当の引下げ</li> <li>※付加価値税率を引上げ(21→23%)[2012年~]</li> </ul>
ポルトガル	98億ユーロ 対GDP比5.7% (2011年) <b>⇒【26.8兆円】</b>	<ul> <li>月約11万円(1,100ユーロ)以上の年金受給者への年金給付額を1/7(約14%)切下げ[2012年・2013年]</li> <li>(月約6万円(600ユーロ)以上約11万円(1,100ユーロ)未満の年金給付者に対しても累進的に給付額を切下げ。)</li> <li>新規年金受給者に対する年金給付額を約4%切下げ[2012年~]</li> <li>医療費の個人負担の増額[2012年~]</li> <li>(21→23%)</li> </ul>
スペイン	501億ユ一口 対GDP比4.5% (2014年) <b>⇒【21.2兆円</b> 】	・失業保険給付額の減額(受給開始6ヵ月後以降、基本額(注)の50%支給に引下げ) (注)給与をベースに算出。従来は受給期間全体を通じて基本額の60%支給。 ※ 付加価値税率を引上げ(18→21%)2012年9月~】

(注1)2011年予算における数値。ギリシャでは、中期財政戦略(2011年6月)において65億ユーロ(対GDP比2.9%)規模の健全化策を策定するなど、追加的な緊縮策を講ずることとされている。 (注2)【】内は、各国の財政健全化策を我が国の経済規模(2011年度)に置き換えた場合の単年度の規模

# 国債発行総額の推移



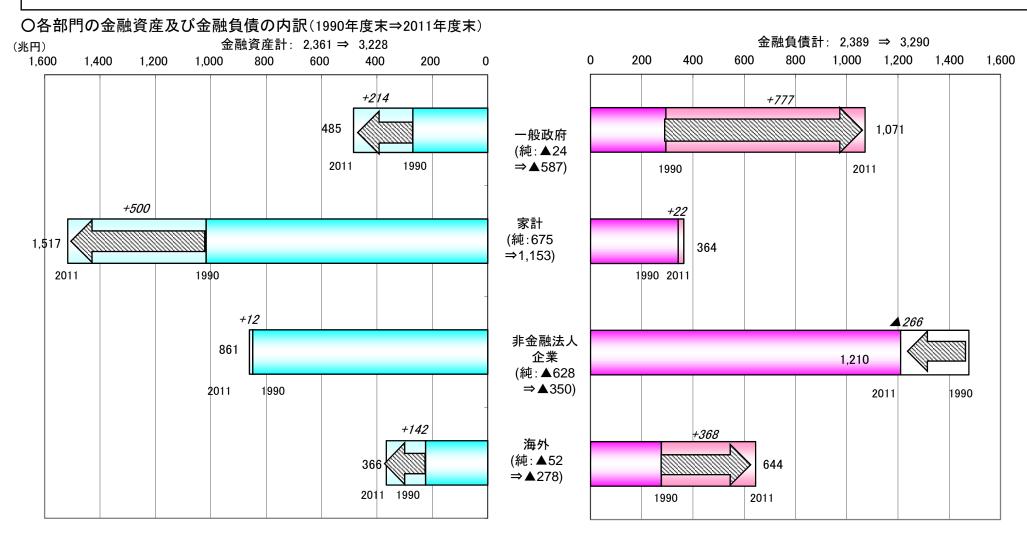


(注1)一般政府債務と家計金融資産については各年度末の数値。ただし、平成24年度は、12月末の数値

(出所)日本銀行「資金循環統計」(2012年12月末速報)、内閣府「国民経済計算」

<sup>(</sup>注2)家計貯蓄率については2000年度までは2000年基準、2001年度以降は2005年基準

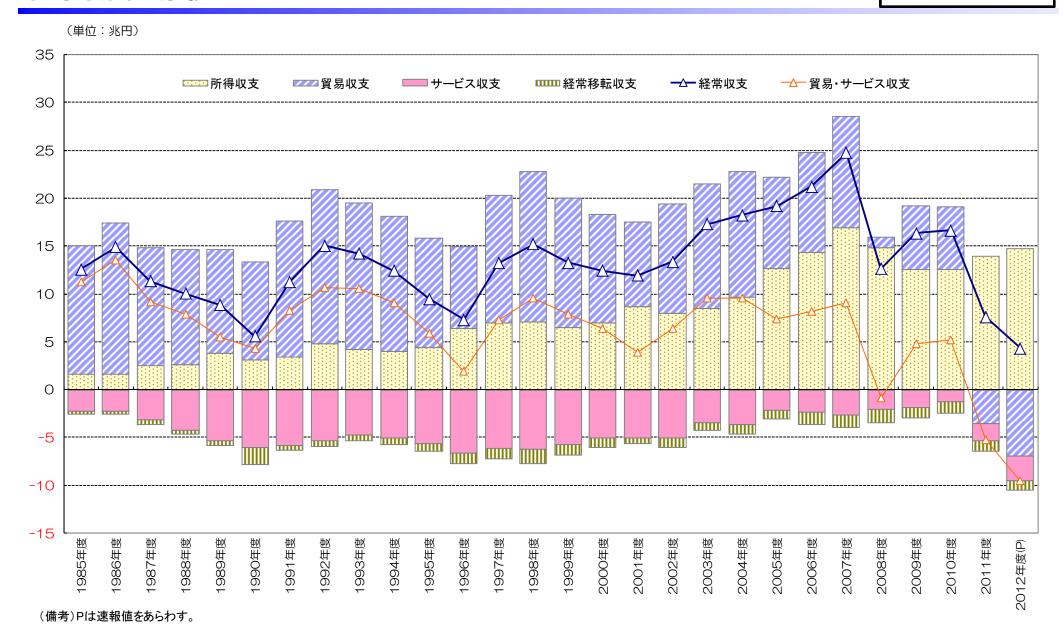
我が国では、財政赤字の累増によって一般政府の金融負債が大幅に増加する一方、非金融法人企業部門の負債が減少しています。貯蓄率が低下傾向にある中、今後の更なる一般政府負債の増加(すなわち一般政府の資金調達の増加)は、企業等の国内資金調達を圧迫し、投資の抑制を引き起こしかねず、経済成長の阻害要因となる恐れがあります。



※なお、この他の部門として金融機関部門及び対家計民間非営利団体部門がある。

(注)1990年度、2011年度共に確報値。

(出典)資金循環統計(日本銀行)



#### 「量的・質的金融緩和」の導入について(2013年4月4日 日本銀行)(抄)

1. 日本銀行は、本日の政策委員会・金融政策決定会合において、以下の決定を行った。

#### (1)「量的・質的金融緩和」の導入

日本銀行は、消費者物価の前年比上昇率2%の「物価安定の目標」を、2年程度の期間を念頭に置いて、できるだけ早期に実現する。このため、マネタリーベースおよび長期国債・ETFの保有額を2年間で2倍に拡大し、長期国債買入れの平均残存期間を2倍以上に延長するなど、量・質ともに次元の違う金融緩和を行う。

#### ①マネタリーベース・コントロールの採用

金融市場調節の操作目標を、無担保コールレート(オーバーナイト物)からマネタリーベースに変更し、金融市場調節方針を以下のとおりとする。

「<u>マネタリーベースが、年間約60~70兆円に相当するペースで増加するよう金</u> 融市場調節を行う。」

#### ②長期国債買入れの拡大と年限長期化

イールドカーブ全体の金利低下を促す観点から、長期国債の保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。

また、長期国債の買入れ対象を40年債を含む全ゾーンの国債としたうえで、**買入れの平均残存期間**を、現状の3年弱から**国債発行残高の平均並みの7年程度に延長**する。

#### ③ETF、J-REITの買入れの拡大

資産価格のプレミアムに働きかける観点から、ETFおよびJーREITの保有残高が、それぞれ年間約1兆円、年間約300億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。

#### ④「量的・質的金融緩和」の継続

「量的・質的金融緩和」は、2%<u>の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的</u> <u>に持続するために必要な時点まで継続する</u>。その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う。

#### (2)「量的・質的金融緩和」に伴う対応

- ①資産買入等の基金の廃止
- ②銀行券ルールの一時適用停止

上記の長期国債の買入れは、金融政策目的で行うものであり、<u>財政ファイナンスではない</u>。また、政府は、1月の「共同声明」において、「日本銀行との連携強化にあたり、財政運営に対する信認を確保する観点から、持続可能な財政構造を確立するための取組を着実に推進する」としている。これらを踏まえ、いわゆる「銀行券ルール」を、「量的・質的金融緩和」の実施に際し、一時停止する。

③市場参加者との対話の強化

#### ○マネタリーベースの目標とバランスシートの見通し

	2012年末	2013年4月	2013年末	2014年末
	(実績)	(実績) <sup>※1</sup>	(見通し)	(見通し)
<b>マネタリーベース</b> ( <u>銀行券</u> 等発行高 +日銀 <u>当座預金</u> )	138	155	200	270

(日本銀行のバランスシート項目の内訳)※1

	長期国債※2	89	102.3	140	190
	(平均残存期間)	(3年弱)	$\rightarrow$	(7年和	呈度)
	CP等	2.1	1.4	2.2	2.2
	社債等	2.9	3.0	3.2	3.2
	ETF	1.5	1.7	2.5	3.5
	J-REIT	0.11	0.14	0.14	0.17
	貸出支援基金	3.3	3.7	13	18
そ(	の他とも資産計	158	173	220	290
	銀行券	87	82.5	88	90
	当座預金	47	63.7	107	175
その	の他とも負債・純資産計	158	177	220	290

〔出所〕「量的・質的金融緩和」の導入について(2013年4月4日 日本銀行)より

※1 2013年4月(実績)について、マネタリーベースは4月末残高、バランスシート項目の内訳は5月20日現在「営業毎旬報告」による。

#### ※2 毎月の長期国債のグロスの買入れ額は7兆円強となる見込み。

#### <マネタリーベースの目標>



[出所]日本銀行「マネタリーベース」、「量的・質的金融緩和」の導入について (2013年4月4日 日本銀行)より

## G20サミット宣言等における日本の財政健全化目標

#### 日本の財政健全化目標

2015年度までに国・地方のプライマリーバランスの赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、2020年度までに国・地方のプライマリーバランスを黒字化する。

## ○【G20トロント・サミット】宣言(仮訳)[2010年6月26日、27日]

…先進国は、2013年までに少なくとも赤字を半減させ、2016年までに政府債務の対GDP比を安定化又は低下させる財政計画にコミットした。日本の状況を認識し、我々は、成長戦略とともに最近発表された日本政府の財政健全化計画を歓迎する。深刻な財政課題がある国は、健全化のペースを加速する必要がある。

## ○【G20カンヌ・サミット】アクションプラン(仮訳)[2011年11月3日、4日]

<u>先進国は、</u>以下の各国ごとのコミットメントに規定されるものを含め、<u>各国の異なる状況を考慮しつつ、信認を構築し、成長を支えるための政策を採用し、財政健全化を達成するための明確で、信頼に足る、具体的な取組みを実行する。</u>

(中略)

・日本は、中期的な財政健全化のコミットメントを確保しつつ、震災復興のための少なくとも19兆円(GDPの約4%)と見込まれる本格的な財政措置の 迅速な実施にコミットする。

(中略)

・<u>日本は、</u>トロント・コミットメントを達成するため、2010年代半ばまでに段階的に消費税率を10%まで引き上げることなどの方針を定めた社会保障・ 税一体改革成案を具体化し、これを実現するための所要の法律案を2011年度内に提出することにコミットする。

## ○【G20ロスカボス・サミット】アクションプラン(仮訳)[2012年6月18日、19日]

- ... 先進国は、自国の財政が持続可能な道筋にあることを確保する。
- ・ <u>米国及び日本は、自国の中期財政健全化計画の強化と実施の重要性を認識しつつ、政府債務対GDP比の着実な減少につながる行動にコミットする。</u>
- ・ <u>日本は、2015年度及び2020年度のプライマリー・バランスの目標を達成し、債務の対GDP比を2021年度以降低下させるとのコミットメントを再確認する。</u>

## **20か国財務大臣・中央銀行総裁会議声明 (抜粋)** (2013年4月18-19日 於:米国・ワシントンDC)

- 我々が前回会合して以降、いくつかの国は経済活動を刺激するための措置を取っている。<u>とりわけ、日本の最近の政策措置は、デフレを止め、内需を支えることを意図したものである。</u>
- ユーロ圏においては、銀行同盟に向けた速やかな動き、金融市場の分断の更なる縮小、および銀行のバランスシートの継続的な強化を通じて、経済通貨同盟の基礎が強化されるべきである。米国では著しい赤字削減が既に達成されたが、バランスのとれた中期的な財政健全化計画に向けた更なる進展が必要である。
- 日本は、信頼に足る中期財政計画を策定すべきである。
- 先進国における財政の持続可能性の維持は、引き続き極めて重要である。<u>先進国は、ロスカボスで</u> 我々の首脳が行ったコミットメントに沿って、中期的な財政戦略をサンクトペテルブルグ・サミットまでに策 定する。我々は、次の会合で我々の戦略を提示し、検証する。

(参考)G20ロスカボス・サミット アクションプラン(2012年6月18-19日)

「メンバー国は、我々の次の首脳会合までに、それが現在存在していない場合には、2016年以降の債務対GDP比についての 信頼に足る野心的な各国毎の目標を、それを達成するための明確な戦略とタイムテーブルとともに特定することに合意する。」

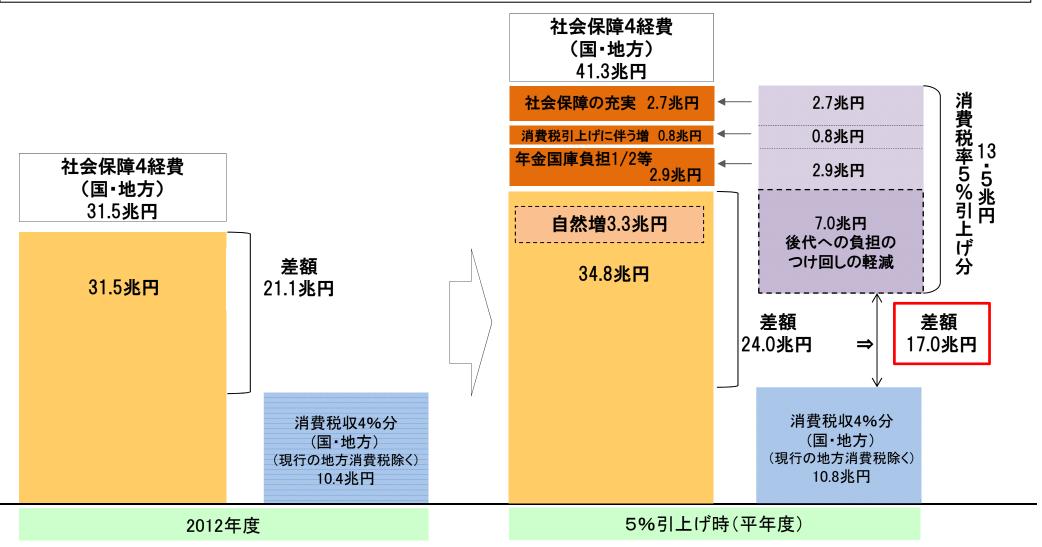
- 我々は、通貨の競争的な切り下げを回避し、競争力のために為替レートを目的とはしない。
- <u>金融政策は、</u>中央銀行の各々のマンデートに従って、<u>国内の物価安定に向けられるとともに、経済の回復を引き続き支援するべきである。我々は、長期間の金融緩和から生じる意図せざる負の副作用に留意</u>する。

## 社会保障の安定財源の確保について

資料Ⅱ-1-1

社会保障給付費の公費負担と消費税収(現行の地方消費税を除く。)の規模の比較を行えば、社会保障4経費に対して、 消費税率引上げや社会保障・税一体改革が予定する重点化・効率化策が実現しても、消費税収はなお17兆円不足となる と見込まれている。

※ 本資料は、関連法案審議に供するために24年5月に作成された資料であり、計数については時点修正等による変更があり得る。



(注)社会保障4経費とは、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附則第104条)を指す。

## 医療提供体制の各国比較(2010年)

国名	平均在院 日数	人口千人 当たり 病床数	人口千人 当たり 臨床医師数	人口千人 当たり 臨床看護 職員数	一人当たり 外来受診回数 (年間)
日本	32. 5	13. 6	2. 2	10. 1	13. 1
ドイツ	9. 6	8. 3	3. 7	11. 3	8. 4
フランス	12. 7	6. 4	<sup>#</sup> 3. 3	#8. 5	6. 7
イギリス	7. 7	3. 0	2. 7	9. 6	5. 0
アメリカ	6. 2	<b>3.</b> 1 (2009)	2. 4	<sup>#</sup> 11. O	3. 9

#### (参考) 財政制度等審議会「平成25年度予算編成に向けた考え方」(抄)

- 人口一人当たりの病院・病床数が顕著に多いものの、その機能が未分化なまま、手薄な人員体制の下で「低密度医療」を招いている。
- 世界的に見ても平均在院日数が長いにもかかわらず、リハビリ等を担う病床や在宅療養体制が不足している中で 入院需要や介護需要が増加し続けている。

(出典)OECD「Health Data 2012」

- (注1)「井」は実際に臨床にあたる職員に加え、研究機関等で勤務する職員を含む。
- (注2) 病床百床あたり臨床医師数ならびに臨床看護職員数は、総臨床医師数等を病床数で単純に割って百をかけた数値である。

#### 【基本的な考え方】

- 「いつでも、好きなところで、お金の心配をせずに、求める医療を受けることができる」医療から、「必要なときに適切な医療を適切な場所で最小の費用で受ける」医療に転換すべき。その際、適切な医療の提供とは、疾病や障害に合った適切な場で医療を提供することを基本に考えるべき。
- ○「病院で治す」医療から超高齢社会に合った「地域全体で、治し・支える医療」へ転換することが必要である。

#### 【医療・介護の提供体制の在り方】

- 医療、介護、看取りまで継ぎ目のない地域医療・包括ケアを目標として各地域の医療・介護需要ピーク時までの地域医療・包括ケアビジョンを作成すべき。その際、地域医療ビジョンは、平成30年度とは言わず前倒しで作成。そのビジョンの実現に向けて、都道府県は地域医療計画を、市町村は地域包括ケア計画を、一定年間隔で策定すべき。それに沿った医療機能の分化・連携を促すための基金を創設(財源として消費税増収を活用)し、診療報酬や介護報酬による利益誘導ではなく、まずは補助金的手法で誘導すべき。医療機能の分化・連携が進んだ後、補助金的手法にあてていた消費税増収分を、順次医療機能ごとの診療報酬重点配分に移行していくべき。
- 各都道府県が2次医療圏ごとに基準病床数を高度急性期・一般急性期・亜急性期といった新たな医療機能別に 算定し(国が標準を示しつつ、地域の実情に応じて都道府県が補正を行う)、地域医療計画に盛り込むべき。
- 医療計画の策定者である都道府県を国保の保険者とする、さらには医療計画の策定者である都道府県に保険医療機関の指定・取消権限を与えるほか、その実効性を高めるための諸施策を講じることとし、これらの方向性を医療法改正で明示すべき。

#### 【医療法人の在り方】

○ 医療機能の分化・連携のための医療機関の再編等を可能とし、ケアをベースとしたコミュニティ形成、町作りにも 参画できるように医療法人制度の見直しを行うべき。

#### 【外来の役割分担の在り方】

○ 医療機関が役割分担を行うこと、一人の医者が総合的に高齢者を診ることなど、フリーアクセスの問題やかかりつけ医への受診体制の変革について結論を出すべき。

#### 【市町村国保の都道府県化】

- 医療提供体制改革の実効性を高めるためには、医療計画の策定者である都道府県を国保の保険者とすることにより、保険者機能を通じた受益と負担の牽制を働かせることが効果的。
- 国民健康保険の赤字構造を抜本的に解決した上で、国民健康保険の保険者を都道府県とするべき。ただし、その際には、保険料徴収・保健事業等引き続き市町村が担うことが適切な業務が存在することから、都道府県と市町村が適切に役割分担する仕組みとすることが必要。
- 〇 地域医療提供体制整備の責任主体と、国民健康保険の保険者を都道府県に一本化し、地域医療の提供水準と 保険料等の住民負担のあり方を総合的に検討することが可能な望ましい体制を実現すべき。
- 保険財政安定化事業により市町村国保の財政は県単位化されるが、老人保健制度と同様に責任者不在の仕組み。都道府県が地域保険に参画するとともに、都道府県への医療供給に係る統制力と地域特性に応じた診療報酬設定の一部権限委譲も必要である。

#### (参考) 財政制度等審議会「平成25年度予算編成に向けた考え方」(抄)

○ 医療・介護サービスの提供体制の重点化・効率化と機能強化のために公費が追加される予定となっている。 これは、(中略)、急性期病床への医療資源の集中投入等により「高密度医療」を実現し、平均在院日数の減少等を 通じて医療費の適正化につなげるという政策パッケージのためにあえて行う公費負担であり、その政策効果の発現に は、診療報酬の重点配分を図るといったソフトな動機付けだけでは不十分なことは明らか。

## 国民会議「議論の整理(医療・介護分野)」(案)(抜粋)

資料Ⅱ -1-4

- 後期高齢者支援金の負担金に対する全面総報酬割の導入、その際に浮いた公費の投入の国保優先の実現を図る 必要。
- 後期高齢者支援金の全面報酬割と国保の都道府県化、更には所得の高い被保険者からなる国保組合への定率補助の廃止を一体的に実現すれば、被用者保険者間のみならず市町村間の保険料負担の格差の是正を図ることができることになり、保険制度を通じて「保険料負担に係る国民の負担に関する公平の確保」との『社会保障制度改革推進法』の趣旨を実現でき、消費税率引上げのタイミングにふさわしい内容の改革となる。
- 〇 後期高齢者支援金の総報酬割の導入については、浮くとされる国庫負担分を国債残高圧縮への充当(=将来世代へのツケの先送りの抑制)に使うべきとの意見に加え、協会けんぽの国庫補助率20%の引上げに使うべきとの意見や、前期高齢者の給付費に充当することによって被用者保険全体の負担軽減を図るべきとの意見など、様々な意見があることも踏まえ、浮いた財源の使途も含めて、検討すべき。

#### (参考) 財政制度等審議会「平成25年度予算編成に向けた考え方」(抄)

- 社会保険制度内での保険料負担の調整が公費投入より優先されるべきであり、支援金負担について、所得が高い被用者保険に総報酬比例の水準までの負担を求め、その分所得が低い被用者保険の負担が軽減されることは積極的に検討されるべき。
- 被用者保険間の負担の按分方法を完全に総報酬割とすることとし、これにより所得が低い協会けんぽの支援金負担 への国庫補助を節減していくべき。
- 保険者への財政支援については、保険者機能の発揮の観点から慎重な対応が必要であり、低所得者や高齢者が集中している市町村国保への一定の財政支援は避けられないとしても、財政基盤の弱い保険者に限って重点的に講じることとし、とりわけ給付が増えれば財政支援も増えるというリンクは極力断ち切らなければならない。
- 総報酬割により節減される協会けんぽの国庫補助分の財源を保険者に対する財政支援に再び充てることについて は、保険者を公費負担による財政支援から脱却させていくというあるべき方向性とは相容れないものであることに留 意する必要。
- 所得の高い国民健康保険組合に対する定率補助も同様の観点から廃止しなければならない。

## 国民会議「議論の整理(医療・介護分野)」(案)(抜粋)

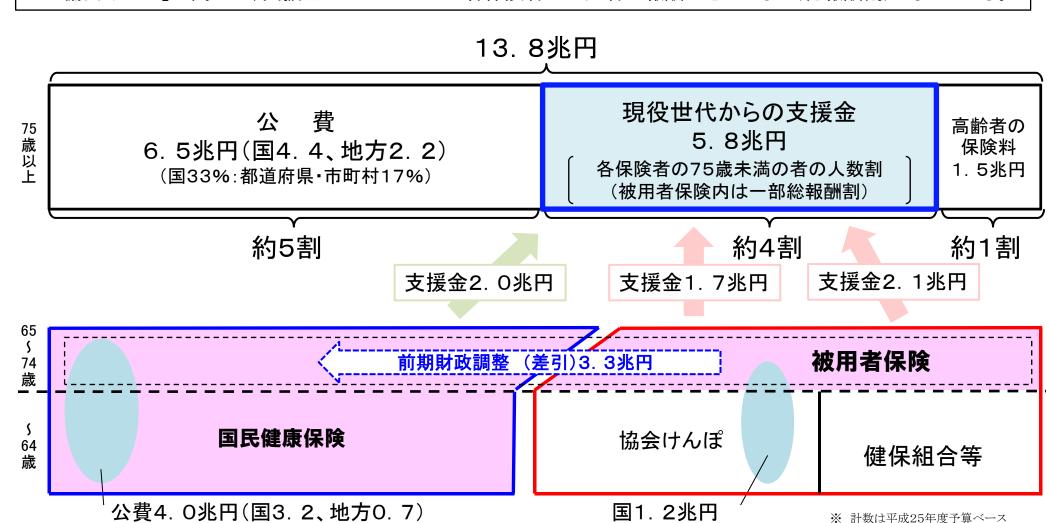
- 70-74歳の医療費自己負担は法律では2割であるのに、確たる理由もなく暫定的に1割のまま。
- 継ぎ目のない「医療」「介護」システム構築の観点からの医療・介護の自己負担・利用者負担の整合性確保が必要。 70-74歳の現役並み所得の医療費自己負担3割。ところが、介護に移行すると利用者負担1割。他方、75歳以 上の高齢者では「医療」から「介護」へ移行しても1割負担のままであり、全体の整合性を確保していくべき。
- 〇 軽度の高齢者は、見守り・配食等の生活支援が中心であり、要支援者の介護給付範囲を適正化すべき。具体的には、保険給付から地域包括ケア計画と一体となった事業に移行し、ボランティア、NPOなどを活用し柔軟・効率的に実施すべき。
- 特別養護老人ホームは中重度者に重点化。軽度者を含めた低所得高齢者の住まいの確保が新たな課題。
- 介護保険では、現役世代の保険料負担の公平性は保険料で調整すべきであり、第2号被保険者の介護納付金について、総報酬割を導入すべき。

#### (参考) 財政制度等審議会「平成25年度予算編成に向けた考え方」(抄)

- 70歳から74歳までの方の一部自己負担を法定の2割負担に戻すことは、制度改革以前の制度運用の正常化という課題であり、直ちに取り組むべき。
- 現役並み所得の高齢者については、医療保険においては、順次、自己負担割合の引上げが行われているが、介護保険においては、制度創設以来、利用者負担割合は1割のまま据え置かれており、早急にその引上げを実現する必要。
- 軽度者に対する介護サービスについては、保険給付の対象から除外するべき。
- 介護施設の入所者を重度者に限定することなどを通じ、施設介護から在宅介護への移行を着実に実現する必要。
- 介護納付金についても、医療保険制度における動向と整合的に総報酬割の導入・拡大が図られるべき。

## 後期高齢者医療制度について

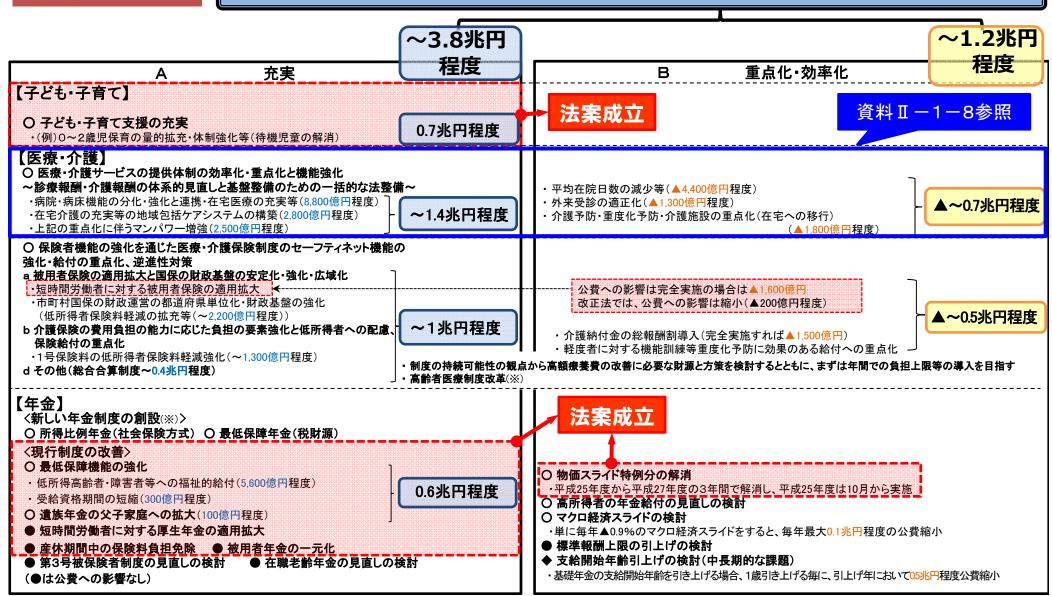
- 〇 後期高齢者医療制度の財源は、加入者である75歳以上の方々が、それまでは被用者保険か国民健康保険に加入していたこと等を踏まえ、給付費の40%を被用者保険と国民健康保険からの支援金で賄っている。
- 各保険者が支払う支援金は、原則として、各保険者の加入者に応じたもの(人数割)となっているが、「健保組合」と「協会けんぽ」の間では、支援金の1/3について各保険者の加入者の報酬に応じたもの(総報酬割)となっている。



### 社会保障の充実と重点化・効率化

#### 主な改革検討項目

**2015年度の所要額(公費)合計 = 2. 7兆円程度** (~3.8兆円程度 - ~1.2兆円程度)



## 充実

① 病床の機能に応じた医療資源の充実 (6,500億円程度) 「入院医療の「サービス単価」の増]

退院患者の増加

- ② 退院患者の受け皿となる介護の充実 (1,100億円程度) [介護の「サービス量」の増]
- ③ 在宅医療の充実等(1,100億円程度) 「在宅医療の「サービス量」の増]
- ※このほか、
  - ④在宅介護の充実等(2,800億円程度)
  - ⑤上記に伴うマンパワーの増強(2,500億円程度) による充実がある。

#### 1. 4兆円程度

### 重点化·効率化

⑥早期退院が可能に(平均在院日数の減少等) (▲4.400億円程度)

[入院医療の「サービス量」の減]

※同時達成が必要

※このほか、

⑦外来受診適正化(▲1.300億円程度)

⑧介護予防・重度化予防等(▲1,800億円程度) による重点化・効率化がある。

▲0.7兆円程度

- 我が国の後発医薬品の使用割合は、諸外国に比して極めて低い。
- 厚生労働省が新たに後発品使用目標を設定 → 「平成30年3月末までに60%以上」
- ⇒ 新たな目標ですら、諸外国比較で見れば、最低水準。
- ⇒ 例えば、①より高い目標への見直しや目標達成時期の前倒しのほか、②長期収載品(後発品のある先発品)の薬価の引下げなど、より実効性ある取組が必要ではないか。

< 先発品と後発品で薬価の差が大きい例>
・・・高脂血症用剤(5mg 1錠)

先発品: 薬品 A 59.30円 (100)

後発品: 薬品 B 35.40円 (60)

薬品 C 27.30円 (46) 薬品 D 15.60円 (26)

< 先発品と後発品で薬価の差が小さい例>

•••X線造影剤(50ml 1瓶)

先発品: 薬品 E 5,335円 (100)

後発品: 薬品 F 3,985円 (75)

薬品 G 3,651円 (68)

薬品 H 3,239円 (61)

特許切れ市場における後発医薬品シェア

(数量ベース、2010年)

日本	約40%
アメリカ	約90%
イギリス	約70%強
ドイツ	約80%強
フランス	約60%強

(出典)中医協薬価専門部会資料(平成24年10月31日)より作成

- ○後発品あり先発品が全て後発医薬品に置き換わった場合の影響額
  - ⇒ 医療費総額 ▲15,300億円(国費 ▲4,000億円)
- 〇厚生労働省目標(平成30年3月末までに後発医薬品の使用割合60%)を達成した場合の医療費への影響額
  - ⇒ 医療費総額 ▲5,300億円(国費 ▲1,400億円)

※厚生労働省「薬価調査(平成23年9月)、平成22年度国民医療費より試算

#### 【先発品・後発品の取扱い】

- フランスでは、一部の医薬品(外来)の償還額は後発医薬品を基に設定され、それを上回る 部分については患者負担(2004年~)。
- ドイツでは、外来薬剤費の1割を患者が負担することとなっているが、これに加え、薬剤費が 参照価格を超過する分についても患者が負担。
- (参考)スペインでは、医薬品はその主成分又は一般名での処方とし、薬局では最も安い医薬品(後発品)を 提供することを義務付けている他、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、アイルランドにおいても、医療支出 抑制策の一環として、ジェネリック医薬品の使用促進に取り組んでいる。

#### 【薬剤費の負担割合】

○ フランスでは、薬剤(外来)の内容によって負担割合を変更。

・ 代替性のない重要薬 : 0%

• ほとんどの治療薬 : 35%

胃薬など、軽治療薬 : 70%

再評価で有効性が乏しいとされたもの : 85%

ビタミン剤等 : 100%

(注)平成24年度からは、ビタミン剤について、栄養補給目的での使用は保険上の算定から除外。

## 特別養護老人ホームの経営状況について

特別養護老人ホームなどの施設においては、収支状況が大幅に改善するとともに、内部留保も積み上がり。

#### ①収支

○ 特別養護老人ホームの収支は**大幅に改善**。平均的な特養(定員約70人)では、収支差 月+247万円 (年間+約3,000万円)

	平成20年	平成23年	収支差の増
特養	3.4%	9.3%	+5.9%

(平成23年 介護事業経営実態調査結果(厚労省))

#### ②内部留保

○ 平成23年度末 特別養護老人ホームの貸借対照表(1施設当たり平均値)(厚労省公表) (※)調査対象とした特養は、全施設6,104施設であるが、回答のあった2,518施設のうち、内部留保 が正確に把握できた1,662施設(27,2%)のみの実態把握。

内部留保の別	単位	金額
24 上海 中 初 / D	1施設当たり平均	3億1,373万円
	1床当たり平均	381万円
中大山如何	1施設当たり平均	1億5,564万円
実在内部留保	1床当たり平均	191万円

【発生源内部留保】 内部留保の源泉で捉えた「貸借対照表の貸方に計上されている内部資金」

= 次期繰越活動収支差額 + その他の積立金 + 4号基本金

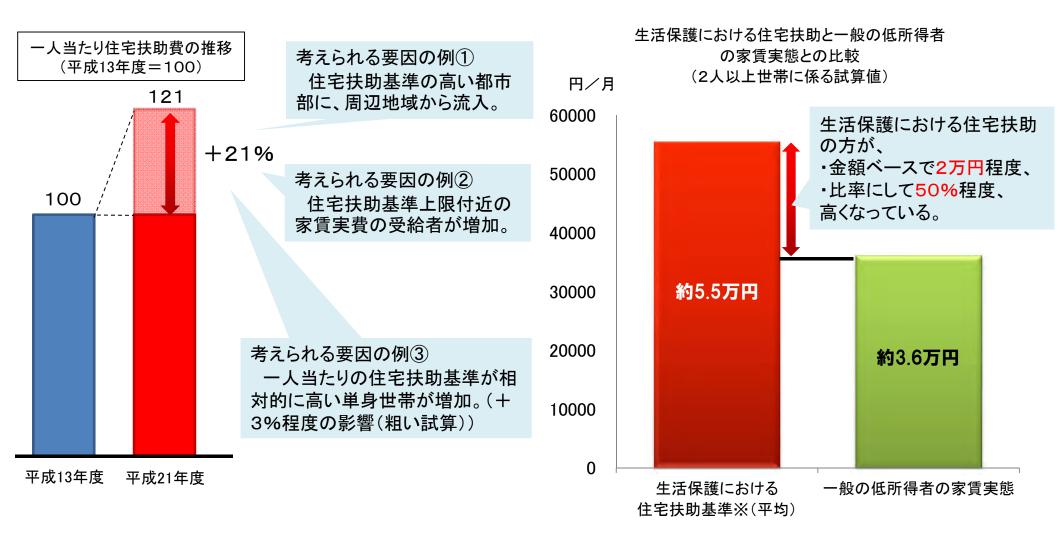
【実在内部留保】 内部資金の蓄積額のうち、今現在、事業体内に未使用資産の状態で留保されている額(減価償却により、蓄積した内部資金も含む。)

=「現預金・現預金相当額」-(流動負債+退職給与引当金)

【参考】平成23年12月公表の内部留保額 : 特養1施設当たり平均 3億782万円

## 住宅扶助をめぐる課題

- 一人当たりの住宅扶助費が近年、大幅に増加している。
- 一般の低所得者の家賃実態と比較すると、生活保護における住宅扶助基準は高くなっている。



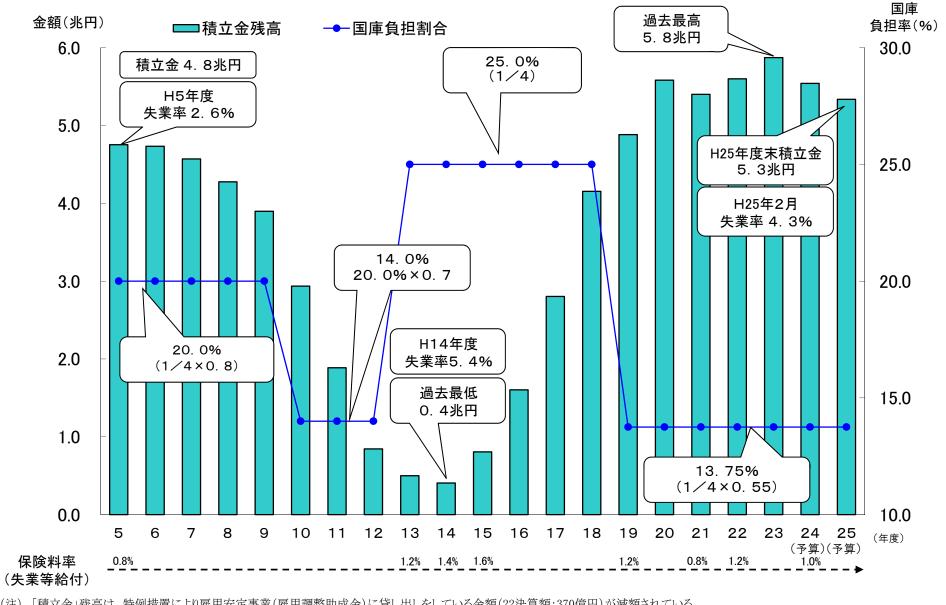
※住宅扶助基準は住宅扶助の上限であり、この範囲内において 家賃実費が支給される。

# その他の加算、扶助

主な加算、扶助	趣旨、留意点	金額の例
冬季加算 (生活扶助)	▶ 生活扶助費の一環として、光熱水費とは別途、11月 から3月まで、地区別に定められた額の冬季加算を 支給。	(①1人世帯、②3人世帯の月額) 青森県:①23,190円/②35,830円 長野県:①11,010円/②17,010円 東京都:①2,940円/②4,540円
期末一時扶助 (生活扶助)	▶ 生活扶助費の一環として、12月に、地区別に定められた額の期末一時扶助費を支給。	(①1人世帯、②3人世帯) 都区部:①13,500円/②22,680円 郡部 :①10,460円/②17,570円
技能修得費 (生業扶助)	<ul><li>生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を 修得するための経費。</li><li>会計検査院の調査の結果、全件数の36%で、受給者 が資格の取得をあきらめるなどし、就労に結びついて いないことが判明。</li></ul>	修得する技能に応じて 7.4万円以内~38.0万円以内 などを支給(年額)
母子加算 (生活扶助) 高等学校等 就学費 (生業扶助) 学習支援費 (教育扶助)	<ul> <li>平成16年に検証したところ、母子加算(2.2万円)を含む生活扶助の支給額(13.8万円)は、低所得の一般母子世帯の消費水準(7.9万円)、中所得の一般母子世帯の消費水準(11.8万円)よりも高いとの結果。</li> <li>平成21年度までに段階的に母子加算を廃止した際、世帯の自立に向けた新たな給付に転換するとの考え方に基づき、高等学校等就学費、学習支援費などの給付を創設。</li> <li>その後、平成21年12月に母子加算を復活した後も、高等学校等就学費、学習支援費については継続。</li> </ul>	(母子加算(児童2人、月額)) 都区部:23,900円 郡部:20,590円 (高等学校等就学費(月額)) 基本額:5,300円 学習支援費:5,010円 (学習支援費) 2,560円(小学生)、4,330円(中学生)

(注)「金額の例」については、今般の適正化後の額の見込みを記載。

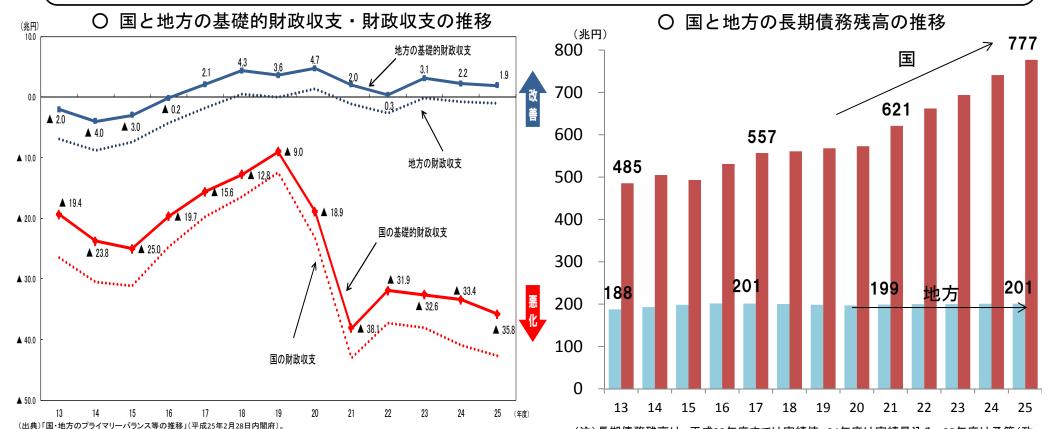
雇用保険積立金は平成14年度決算で過去最低となった後、増加基調にあり、平成23年度決算ベースで5.8兆円と なっている。



(注)「積立金」残高は、特例措置により雇用安定事業(雇用調整助成金)に貸し出しをしている金額(22決算額:370億円)が減額されている。

# 国と地方の財政状況の推移

- ▶ 近年の国と地方の財政状況を比較すると、国は著しく悪化する一方、地方は改善傾向。すなわち
  - ・国が巨額の基礎的財政赤字・財政赤字を抱え、債務残高が累増する一方で、
  - ・地方は、基礎的財政収支の黒字化に加え、財政赤字もわずかであり、債務残高も安定
- ▶ こうした国・地方のアンバランスな財政状況の下、国は赤字国債を発行しながら、現在の地方交付税の水準を確保しているのが実情。
- 地方の財源不足を縮小するためには、地方歳出の抑制と地方税等の歳入確保を図っていく必要。



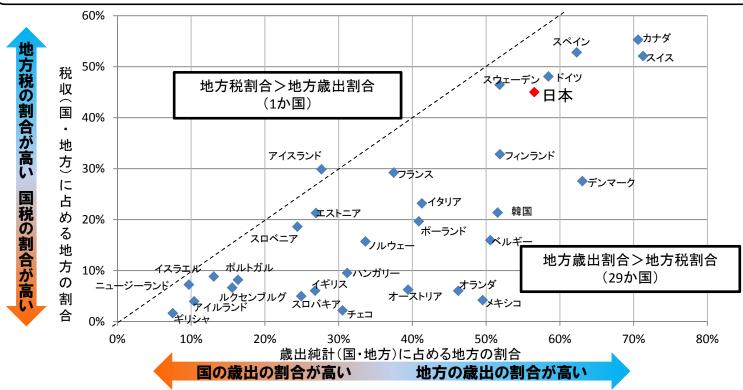
(注1)平成18年度、20年度、21年度、22年度及び23年度は財政投融資特別会計財政融資資金勘定(18年度においては財政融資資金特別会計)から国債整理基金特別会計または一般会計への繰入、20年度は日本高速道路保有・債務返済機構から一般会計への債務承継、23年度は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から一般会計への繰入等を除いている。

(注2) 平成23年度から25年度については、復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。

(注)長期債務残高は、平成23年度までは実績値、24年度は実績見込み、25年度は予算(政府案)に基づく見込み。交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金は地方負担分であることから、地方に計上。

# 国・地方の税収と歳出の配分の国際比較

- ▶ OECD諸国について、税収・歳出の国・地方配分を見ると、日本は地方税・地方歳出の割合のいずれも高位。
- ▶ 我が国について地方歳出が全歳出の6割であるのに対し、地方税が全税収の4割であり低いとの指摘があるが、 OECD平均では地方歳出割合38%に対し地方税割合は21%(比をとると0.55)である中、日本は地方歳出割合57%に対し地方税割合は45%(比をとると0.80)であり、諸外国に比べ手厚い税収配分となっている。
- ※ なお、地方税割合の高いドイツ、スペイン、スイス、スウェーデン、フィンランド、フランスなどにおいては、地方団体間の財政力格差を是正する水平的財政調整を実施。これは、地方税割合が高くなり国税割合が低くなると財政力格差を国税による垂直的財政調整だけで是正するのが困難となり、地方税財政体系の中で水平的財政調整を導入せざるを得ないことを示唆しているのではないか。

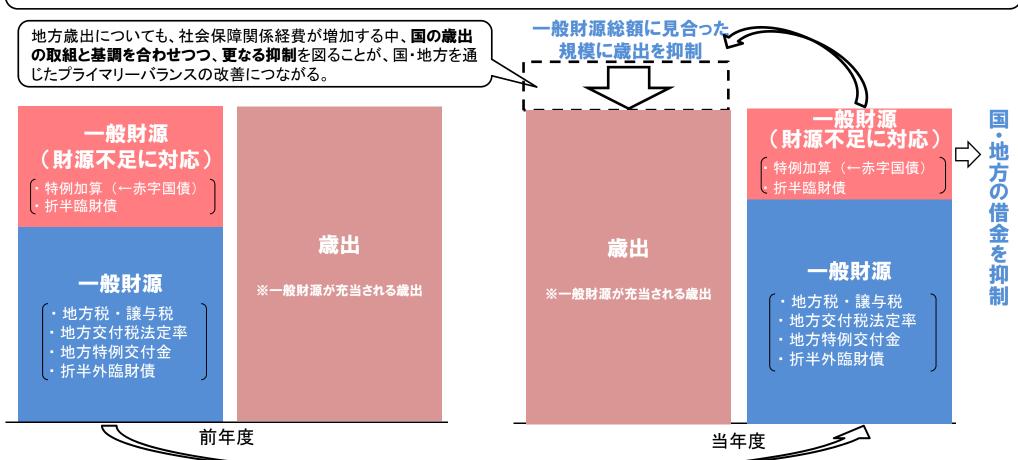


- (出典) 歳出純計: OECD statistics (Annual national accountsのGeneral government accounts)、日本は内閣府国民経済計算。 税収: OECD revenue statistics、日本は決算。
- (注1)歳出純計については、一般政府部門から社会保障基金を除いた上で、中央政府と州政府・地方政府間の財政移転分を除いた中央政府(=国)と州政府・地方政府(=地方)の歳出額の配分を計算。また、税収については、社会保険料は含まず、また、社会保障基金分を除いた上で、中央政府(=国)と州政府・地方政府(=地方)の税収の配分を計算。なお、日本については地方法人特別譲与税は地方の税収として整理。
- (注2)OECD加盟国34ヶ国のうち、統計上、中央政府と州政府・地方政府間の財政移転の計数が判明せず、歳出純計が計算できないオーストラリア、チリ、トルコ、アメリカは掲載していない。また、原則として2011年の計数を用いているが、2011年について歳入・歳出のいずれかのデータが不明なカナダ、ハンガリー、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガルは2010年の計数。

	歳出純計	税収
	国:地方	国:地方
ギリシャ	92:8	98:2
チェコ	69:31	98:2
アイルランド	90:10	96:4
メキシコ	50:50	96:4
スロバキア	75:25	95:5
オランダ	54:46	94:6
イギリス	73:27	94:6
オーストリア	61:39	94:6
ルクセンブルグ	84:16	93:7
ニュージーランド	90:10	93:7
ポルトガル	84:16	92:8
イスラエル	87:13	91:9
ハンガリー	69:31	90:10
ノルウェー	66:34	84:16
ベルギー	49:51	84:16
スロベニア	76:24	81:19
ポーランド	59:41	80:20
エストニア	73:27	79:21
韓国	48:52	79:21
イタリア	59:41	77:23
デンマーク	37:63	72:28
フランス	63:37	71:29
アイスランド	72:28	70:30
フィンランド	48:52	67:33
日本	43:57	55:45
スウェーデン	48:52	54:46
ドイツ	42:58	52:48
スイス	29:71	48:52
スペイン	38:62	47:53
カナダ	29:71	45:55
<del></del> 平均	62:38	79:21

# 一般財源総額の対前年度実質同水準の確保について

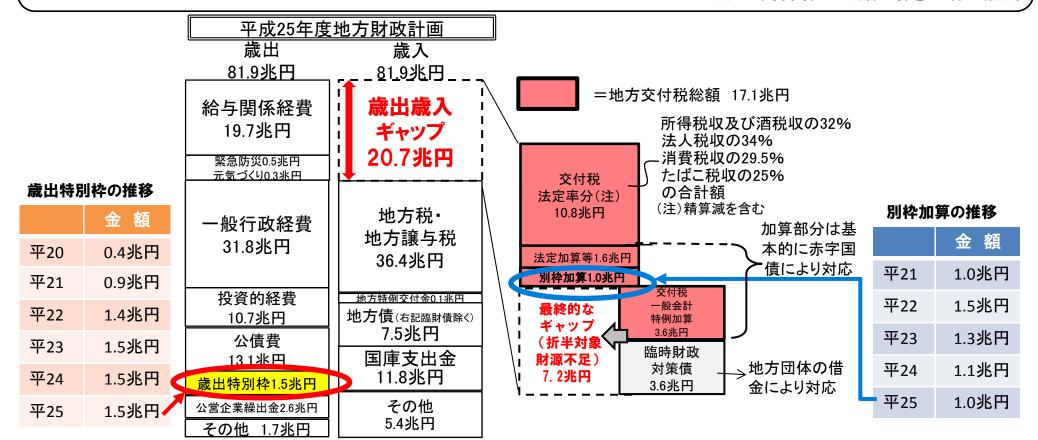
- ▶ 地方の安定的な財政運営に必要な財源は、地方交付税だけではなく自主財源である地方税などを合わせた一般財源全体で確保すべきもの。このため、一般財源総額について、前年度地財計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとのルールが守られてきたところ。
  - ※「地方交付税総額」についてのルールではないことに留意。
- ▶ 同時に、この「一般財源総額同水準」ルールは、地方の歳出抑制に寄与(入るを量りて出づるを制す)。



# 別枠加算・歳出特別枠について

- ▶ 法定率分等を超える財源不足は、国・地方が折半し借金で補てん。これは、地方の財源不足に対し、国・地方の両者が責任を持ちつつ、地方の自律的な歳出抑制を促すとの考えに基づく。
- ▶ しかしながら、リーマンショックに伴う著しい景気後退を受け、平成21年度以降、国の全額負担による別枠加算を実施し、「不足分の国・地方での折半」というルールを飛び越えて政策的に地方交付税を増額。さらに交付税総額を増額させるため政策的に実需に基づかない歳出の上乗せ(歳出特別枠)を実施。
- ▶ これは、本則の「法定率」、特例措置の「折半ルール」に加え、不透明なルールを継ぎ足すものであり、地方が取り組んでいる自主的な歳出削減努力を妨げるおそれ。

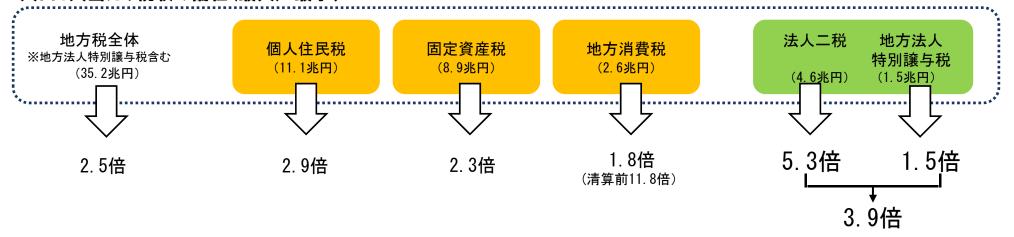
※ 平成25年度予算では別枠加算を600億円縮減。



# 地方税の税目別収入と偏在状況(平成23年度決算)

- ▶ 地方税の主要税目のうち、法人二税の1人当たり税収の格差が著しく大きく、最大と最小の格差が5.3倍となっている。
- ▶ 平成20年度に、地方法人課税の偏在是正のために暫定的に創設された地方法人特別税・譲与税の仕組みは、こうした格差の是正に効果を発揮。
- ▶ 同税は、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行うこととされている。
- ▶ その際、①自治体間の財政力格差は地方税の偏在に起因するものであること、②交付税では不交付団体・交付団体間の格差是正が困難であること、③景気回復に伴い税収格差が拡大する可能性があることをどう考えるか。

#### 人口1人当たり税収の偏在(最大/最小)



最大 45.7万円(東京都)

14.5万円 (東京都)

11.2万円(東京都) 2.8万円(東京都)

10.5万円 (東京都)

最小 18.0万円 (沖縄県)

5.0万円 (沖縄県)

4.8万円(長崎県) 1.5万円(奈良県)

(法人二税8.9万円+地方法人特別讓与税1.6万円)

2.7万円(奈良県)

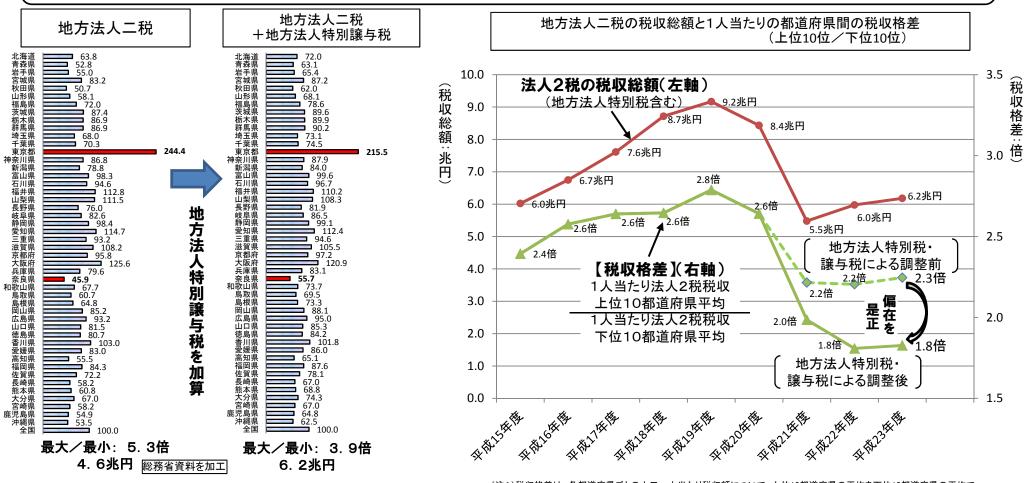
(法人二税1.7万円+地方法人特別讓与税1.0万円)

<sup>※「</sup>最大/最小」は、各都道府県ごとの人ロー人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

<sup>(</sup>注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税及び法定外税等を除いたものである。(注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。(注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。(注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。 (注5) 人口は、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

# 地方法人二税の偏在是正(全国平均100、平成23年度決算)

- 偏在の大きい地方法人二税(法人事業税及び法人住民税)については、平成20年度に創設された「地方法人特別税・ 地方法人特別譲与税」が偏在是正に寄与。
- 地方交付税制度では、不交付団体・交付団体間の財政調整は困難。
- ▶ 地方法人二税の税収総額と、1人当たり税収の都道府県間の格差(上位10位/下位10位)の推移を見ると、景気回復に伴う税収増加局面で格差が拡大する傾向。



※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人ロー人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。 (注1) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。(注2) 地方法人特別譲与税額は、平成23年度の譲与額である。(注3)人口は、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口による。 (注1)税収格差は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額について、上位10都道府県の平均を下位10都道府県の平均で割った数値。(注2)地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額に地方法人特別税を加えた金額であり、超過課税分を除く。(注3)人口は、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

## ○社会資本整備重点計画(24.8.31閣議決定)より

第2章 社会資本整備のあるべき姿/ 2. 各プログラムの内容 プログラム9. 生活・経済機能が集約化された地域社会を構築する

### ○現状と課題

我が国の都市は、低密度の市街地が郊外に薄く広がるとともに、都市機能の拡散が進んできた。一方、<u>総人口の減少や急激な高齢化が進展している中、多くの都市でも人口減少、高齢化</u>が進んできており、モータリゼーションの進展や流通構造の変化等による大規模集客施設の郊外立地、居住人口の減少等中心市街地のコミュニティとしての魅力低下などにより、中心市街地の衰退が進みつつある。

また、病院、商業施設、文化施設等の都市機能が集約していないことにより、<u>都市の公共サービスの効率が下がる</u>とともに、これらの施設が提供するサービスへのアクセスが不便になること等によって高齢者等の負担が増大する懸念が生じている。

さらに、<u>市街地の拡大にあわせて整備が進められてきた下水道などの都市基盤等についても、</u> その老朽化に伴う維持管理・更新費の増大が問題となっている。

人口減少や高齢化が進展する中、持続可能で活力ある国土・地域づくりを推進するためには、 子育て世代が住みやすく、高齢者等が安心、自立して健康、安全、快適に生活できる<u>集約化された</u> 地域・まちづくりに向けた対応を行っていくことが求められている。

# <u>今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について</u> 中間とりまとめ(抜粋)

第2章 今後目指すべき維持管理・更新に関する基本的な考え方

## 6. 維持管理・更新の重点化

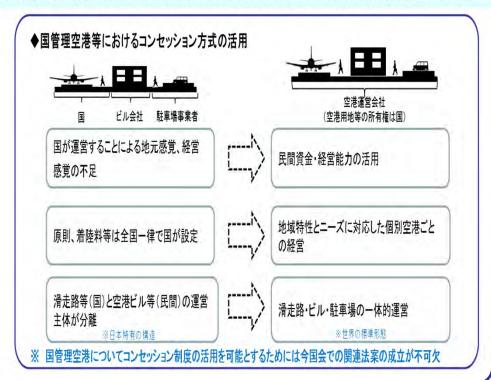
人口減少、少子高齢化などの社会構造の変化により、人々にもたらされる恩恵が少なくなった施設は、サービス水準の引き下げや集約化・撤退も視野に入れるべきである。ただしどの施設を対象とするのかは議論が必要である。社会資本は地域の土地利用や経済活動とも関わるものであるため、地域計画や都市計画からの検討やシステムが必要である。

集約化に関する施策としては、既にコンパクトシティ等の取組がなされているが、これらの充実・強化等により、実効性のある仕組みの構築を検討すべきである。更に、機能転換、用途転用等により社会資本を有効活用すべきである。

出典:25年3月 社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会 社会資本メンテナンス戦略小委員会

# 空港分野におけるPPP/PFI

- 空港分野でのPPP/PFIについては、現在、関西空港・伊丹空港において、コンセッションの実現に向け取り組んでいるところ。
- 国管理空港についてコンセッション方式の活用を可能とする法案を今国会に提出。 同法案では、地方管理空港についてもコンセッション方式の活用が可能。
- 仙台空港など、地元自治体等で検討が進んでいる空港から順次空港運営の民間委託を実現。
- 就航路線・便数の拡大等を通じて国内外の観光需要の取込等による地域経済の活性化に貢献。



# 道路分野におけるPPP/PFI

【地方道路公社へのコンセッション方式の導入(愛知県からの特区提案への対応)】

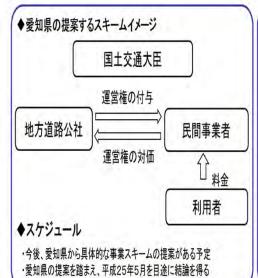
○ 民間のノウハウ等の活用による有料道路の効率的運営を図るため、民間事業者による公社管理有料 道路の運営について検討。

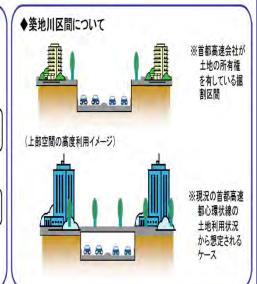
【首都高速の老朽化対策への民間資金の導入】

○ 都心環状線築地川区間を民間都市開発と一体となった老朽化対策のモデルケースとし、東京都等関係 機関と連携し検討。

【休憩施設等への民間資金等の活用による地域のにぎわい創出】

- 高速道路のSA/PAや道の駅への民間等の資金・ノウハウを活用。
- 道路占用制度の弾力化により太陽光パネルやオープンカフェ等の設置を促進。





# 国産航空機開発における問題点





- 強度不足等で平成15年、23年に開発計画見直し。開発完 了時期が予定より2年遅れて24年度末となる。
- これまでの平均量産単価(10機分)は約193億円。開発時 点での見積量産単価は約128億円。

# 次期輸送機(C-2)

- 強度不足等で平成22年、24年に開発計画見直し。開発 完了時期が予定より3年遅れて26年度末となる見込み。
- これまでの平均量産単価(6機分)は約136億円。開発時点での見積量産単価は約126億円。



開発経費については、平成13年の事業着手時のこれら2機分の見積は4,100億円。 平成24年時点で約4,500億円に増加(約10%の上振れ)。

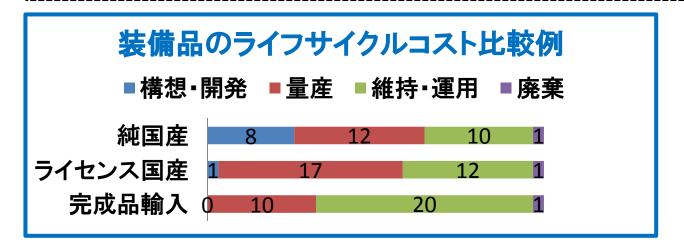
〇 これら国産航空機開発には、プロジェクト管理という観点で改善の余地あり。



開発総経費や量産単価に相当の上振れが生じていること、また、開発の遅れにより部隊での装備化も遅れていること等を評価・分析する必要があるのではないか。

# ライフサイクルコスト管理について

- 構想・開発、量産、運用・維持、廃棄までのライフサイクルコスト(LCC)を算出する方法は、防衛装備品の比較検討に不可欠。
- 防衛省では平成20年から段階的に導入(現状は一部装備品について試行的に導入)。



- 一般に、装備品の量産単価は輸入が安く、維持・運用経費は国産が安いと言われるが・・・
- **■■→** LCCを精緻に算定して比較すれば客観的な回答が得られる。

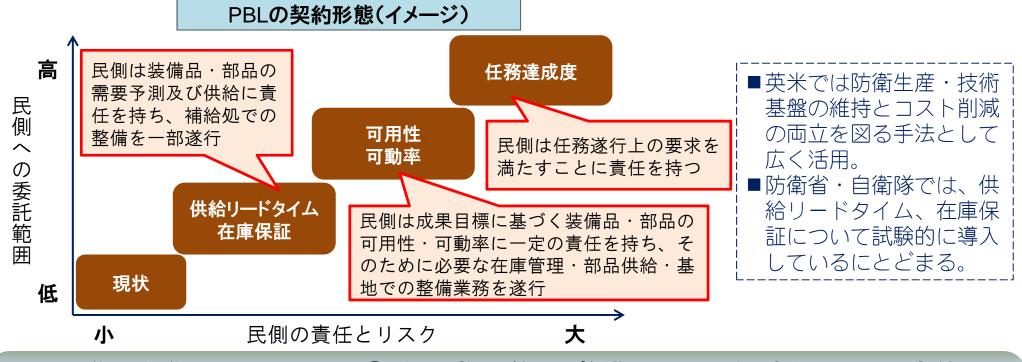
### 固定翼哨戒機P-1のLCC (※1)

構想段階	553億円
開発段階	2,474億円
量産段階	8,928億円 (※2)
運用維持段階	1兆895億円 (※3)
廃棄段階	0
合計	2兆2,850億円

- ※ 1 70機を取得、それぞれ20年間運用予定。
- ※2 25年度当初予算では1機206億円。
- ※3 機体改修に関するコストは算定不能とされており、今 後相当程度上昇する可能性がある。
- LCC管理を本格的に導入し、装備品選定の基準(例えば純国産か輸入かの選択)とすべきでないか。そのためには、算定を更に精緻化し、開発時の技術リスクや内外の物価変動リスク、部品調達までのリードタイムに係るコスト等も数値化していくべきではないか。
- LCCが想定よりも上振れた時の対応に関するルールを策定すべきではないか。米国では、15%増で議会報告、25%増で自動的に事業停止となり得る法律あり。

# 装備品の維持・管理業務効率化:PBLについて

- PBL(Performance Based Logistics)は、装備品の可動性向上や任務遂行支援を目的とするもの。
- 補給・整備業務を民間にアウトソースすること、包括的な業務範囲に対し長期的な契約を結ぶことを特徴とする。
- 防衛省では平成23年にPBL導入ガイドラインを策定し、段階的な拡大を目指している。



- OPBL導入を進めることにより、①計画・物品管理・整備に民間の経験を活用して全体最適が図られること、②装備品のライフサイクルコストの低減や品質の向上等が期待できるのではないか。
- 〇日本では初歩段階であり、官民がwin-winの関係を築けるようなルール作りが急務。

# 業界再編と国際共同開発・生産の拡大について

● 欧米諸国では、防衛産業の再編によって規模を拡大し、競争力を強化する傾向。これ に対し、日本では防衛産業の再編があまり進展していない。

【現在の軍需産業の売上高世界1位から5位を占めるロッキード・マーティン(米)、ボーイング(米)、BAE(英)、ジェネラル・ダイナミクス(米)、レイセオン(米)は、冷戦期には30以上の別々の企業だったが、90年代以降に統合が進んだ。

- 開発・生産コストの高騰に対応するため、欧米諸国は同盟国や友好国間での共同開発・生産を積極的に推進。(開発費や初度費用の全てを1か国が負担しなくてもよくなる。)
- 日本でも平成23年末の官房長官談話により国際共同開発・生産が武器輸出三原則の例外とされたが、現在まで具体的な協力事例はない。

業界再編の事例と防衛部門の売上高(2011年)

ロッキード・マーティン 363億ドル(世界1位)
ボーイング
ボーイング

ボーイング

マクドネル・ダグラス

※三菱重工:36億ドル/23位、川崎重工26億ドル/38位

318億ドル(世界2位)

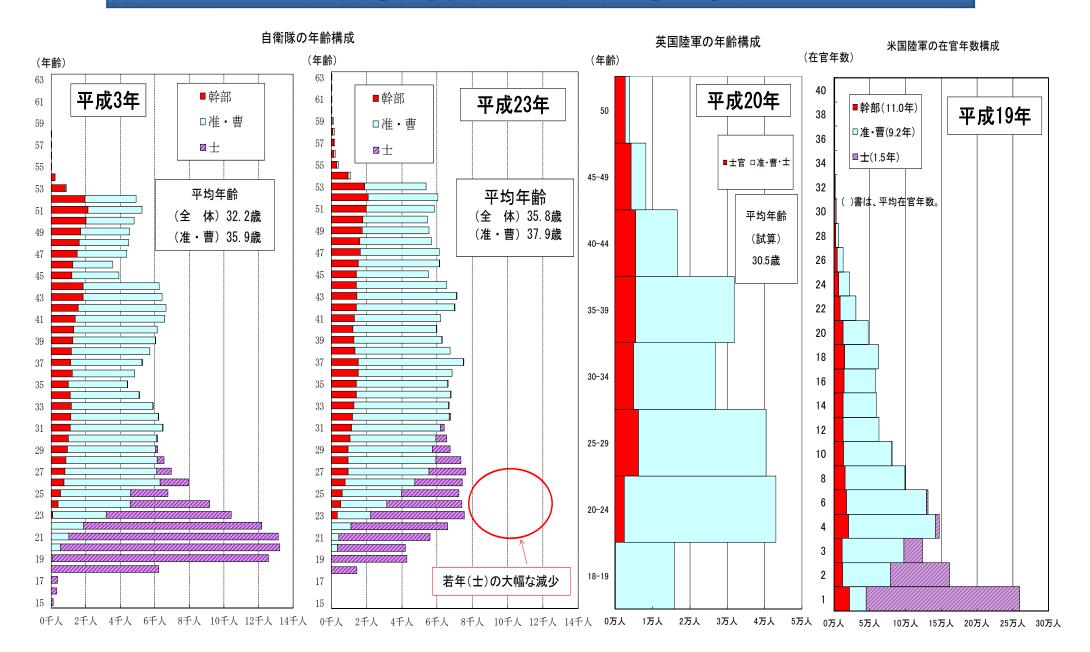
国際共同開発・生産の具体例

米国 英国 イタリア オランダ ほか5か国

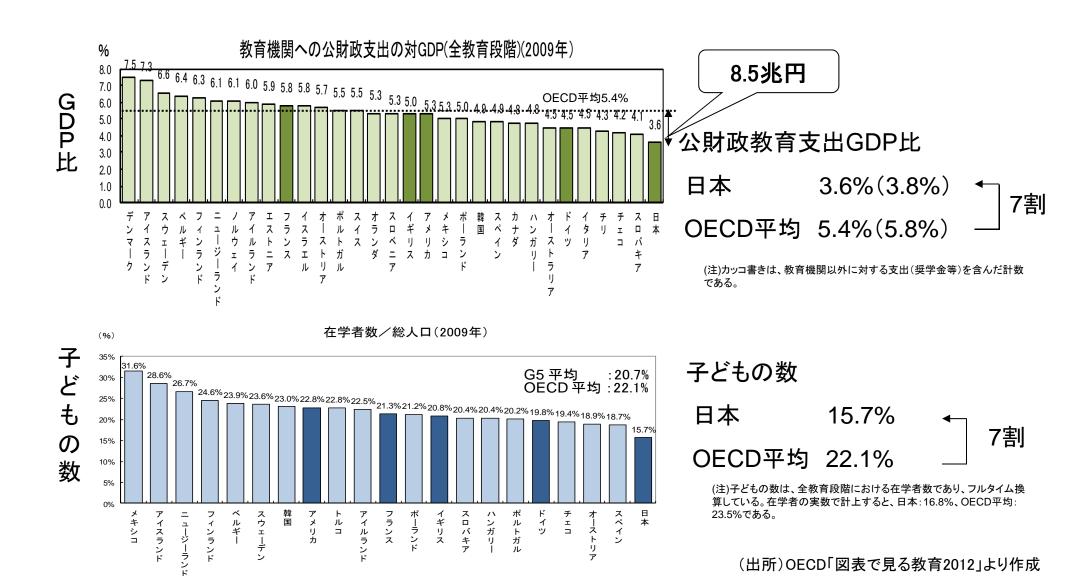


- 〇日本の技術が国際的に比較優位にある分野を中心に、国際共同開発・生産に積極的に 参加することにより、技術リスクを分散しつつ市場の拡大を期待できるのではないか。
- 〇併せて、日本の防衛産業の競争力強化のためには、業界の再編・統合も視野に入れる 必要があるのではないか。

# 自衛官年齢別人員分布の変化



# 我が国の公財政教育支出と子どもの数

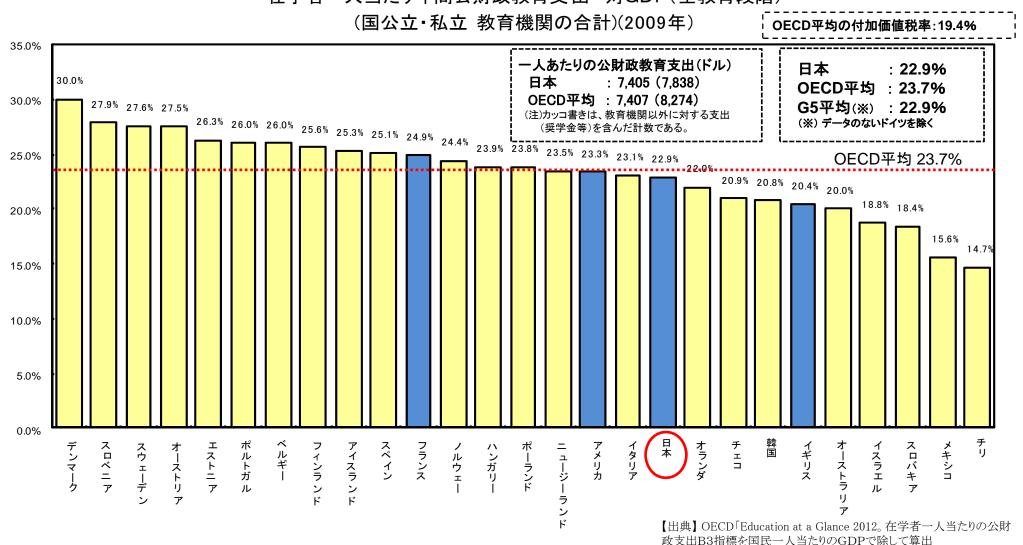


# 在学者一人当たり年間公財政教育支出(対国民一人当たりGDP比) 資料 II -5-2

〇公財政支出を在学者一人当たり(\*)でみると、OECD平均と比べて遜色なく、G5諸国と同水準。

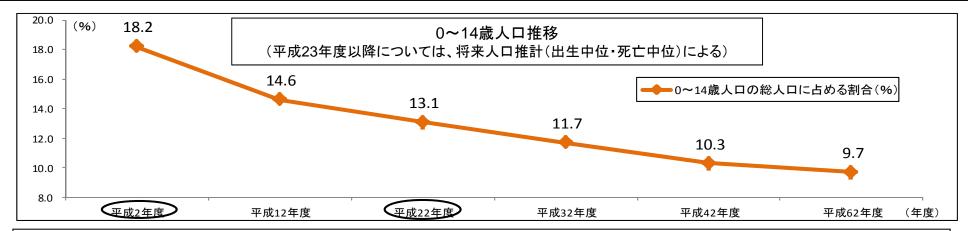
\*国によって所得水準が異なるため、国民一人当たりGDPに対する割合で比較。

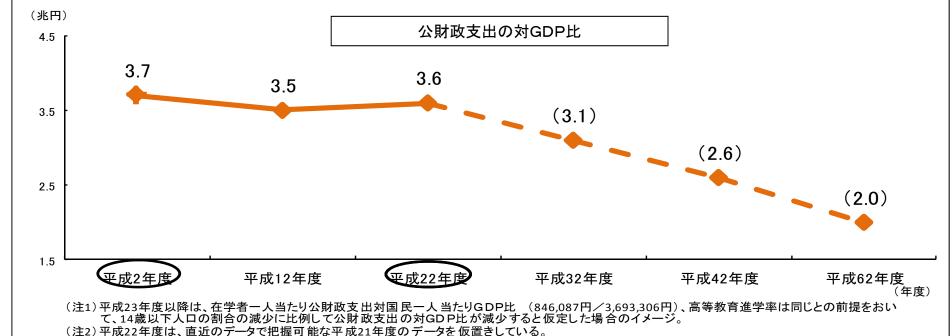
#### 在学者一人当たり年間公財政教育支出 対GDP(全教育段階)



## 今後の教育投資額について

○ 今後教育施策の充実や効率化に取り組むこととなるが、その結果、こども一人当たりの公財政支出(対国民一人当たりG DP比)が同水準となる場合、公財政支出の対GDP比も、概ね、全体の人口に占める子どもの数の割合の減少に応じて減少していくこととなる。





# 高校無償化制度について

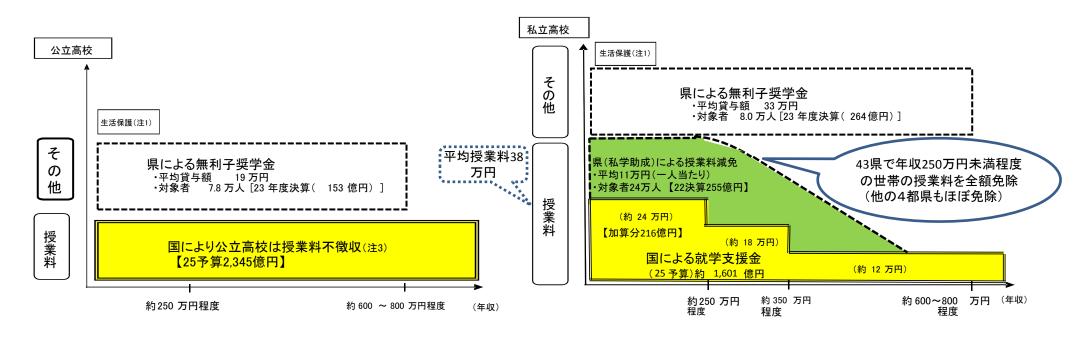
〇高校無償化法に基づき22年度から実施。 【25予算額3,950億円】

〇公立高校:授業料不徴収(一人12万円) (国費負担で授業料を不徴収に)

○私立高校等:就学支援金を支給(一人12万円) (国⇒ 都道府県 ⇒ 高校) (高校が代理受領)

低所得世帯加算:年収250万円未満程度:24万円(2倍支給) 年収350万円未満程度:18万円(1.5倍支給)

### 高校生に対する就学支援の現状



- (注1)経済的理由により就学困難な生徒の保護者で、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である者に学用品費や通学費等を支給。
- (注2)奨学金事業は平成17年度より都道府県に移管。財源として高等学校等奨学金事業交付金(17年度から10~15年間で総額2,000億円程度を交付)
- (注3)高校無償化前の都道府県による授業料減免額相当分(地方財政措置約310億円(公立高校の授業料徴収予定額の11,5%相当)は存置。

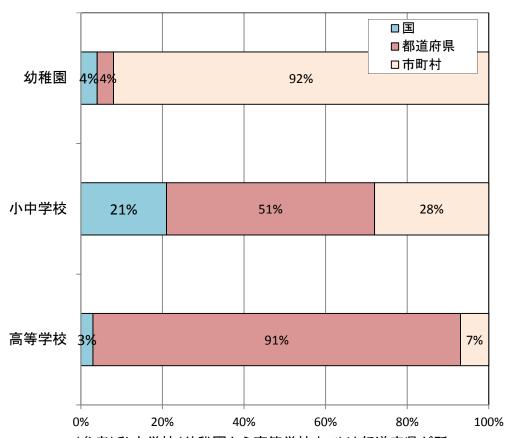
## 学校教育における国・地方の役割分担

資料Ⅱ-5-5

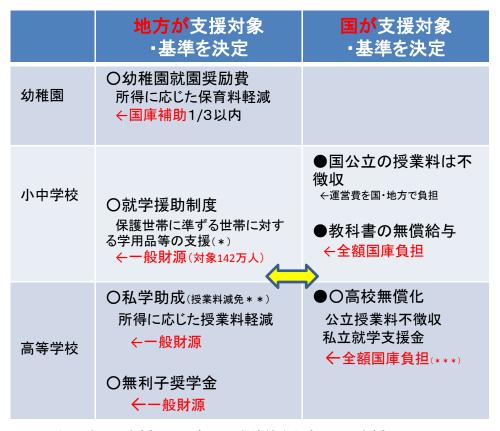
- 学校の設置者はその経費負担を含めて学校を管理するのが原則。こうした原則等を踏まえ、幼稚園から高等学校までの生徒等に対する就学支援についても、全ての生徒等を対象とした義務教育の授業料不徴収等及び高校無償化を除き、公立学校の設置者である地方が支援内容を決める仕組み。
- 所得制限の導入を含む高校無償化の見直しに当たっては、きめ細かい支援を可能とする観点から、 学校運営に責任を負う地方の役割を高める方向で制度を見直すのが大原則ではないか。

### 公立学校運営費の負担割合

### 就学支援策(国•地方)



(参考)私立学校(幼稚園から高等学校まで)は都道府県が所 管。私学助成は国14:地方86の割合で負担 出典:文科省「平成22年度地方教育費調査報告書」



- ○: 所得に応じた支援。 ●は全ての生徒等を対象とした支援
- (\*)生活保護世帯は1/2の国庫補助【対象15万人】
- (\*\*)家計急変世帯に対しては国庫補助あり(25予算3億円)
- (\*\*\*)高校無償化前の都道府県による授業料減免に対する地方財政措置(310億円)は存置。

## 所得制限の導入について

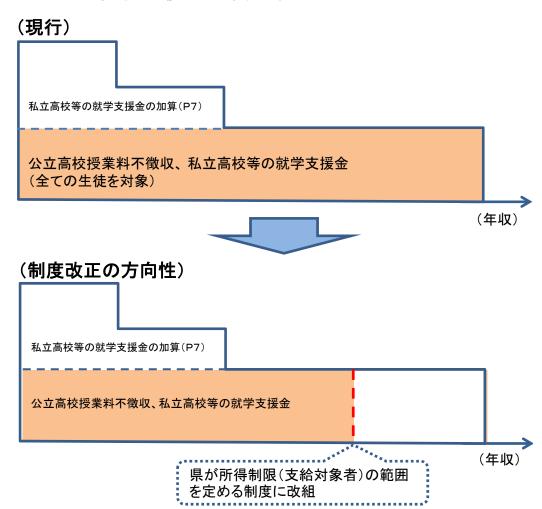
- 〇 高校無償化制度は、特定扶養控除の縮減とあわせて実施されているが、高所得者世帯への支援の必要性は相対的に低く、より効率的な制度とする観点から所得制限の導入は適切ではないか。
- その際、地域によって所得水準は異なることを踏まえ、公立学校の授業料不徴収及び私立学校等の 就学支援金について、県の判断で支援対象者の範囲を決める制度とすることを検討すべきではないか。

### 都道府県毎の平均所得 (全国平均:472.7万円)

都道府県	平均所得
① 東京都	582.4万円
②神奈川県	532.4万円
③ 愛知県	518.3万円
④ 京都府	487.1万円
⑤ 滋賀県	483.8万円
43 宮崎県	362.9万円
44 岩手県	352.2万円
45 秋田県	350.7万円
46 青森県	344.6万円
47 沖縄県	338.9万円

(出所)厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査」

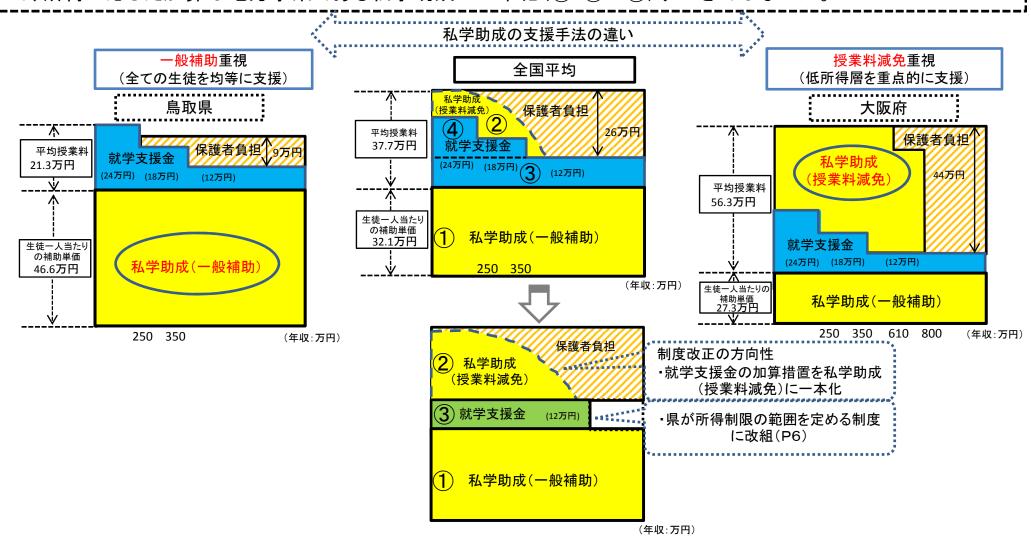
### 高校無償化制度の改正の方向性



# 私立高校等の授業料に対する支援について

資料Ⅱ-5-7

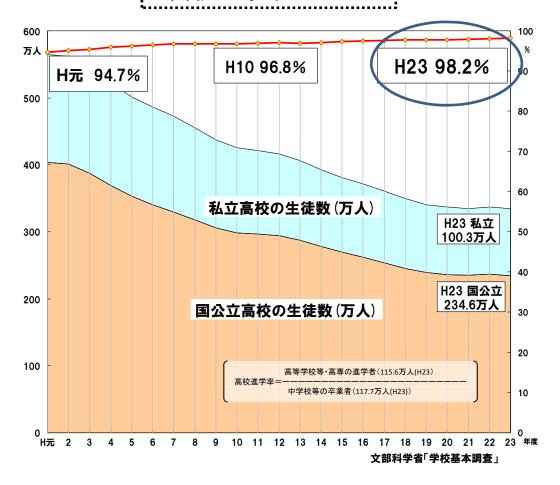
- 私立高校生等の授業料については、地方事業である私学助成の①一般補助及び②授業料減免支援 に加えて、国の制度である高校無償化(③就学支援金)及び④その加算措置という4本立ての支援。
- 私学助成の支援手法が県によって異なることや現場の事務負担軽減の観点を踏まえると、地方によるきめ細かい支援を促す観点から、③就学支援金の支給対象を県が定める制度に移行することに加えて、所得に応じた加算は地方事業である私学助成に一本化(②・④⇒②)すべきではないか。



## 就学支援への国の関与の必要性

- 〇 高等学校の進学率98%であり、経済的理由による中退率は高校生の0.03%(335万人中945人)まで 低下し、中退者の太宗は学校生活不適応等の他の事由によるもの。
- こうした状況を踏まえると、地方によるきめ細かい就学支援とは別に国として支援を行い、経済的支援 の底上げを図る必要はないのではないか

### 高校進学率(通信制含む)



## 高校中退者数の推移

	高校 中退者	うち経済的理由 による中退者
H19	72,854人 (2.1%)	2,600人 (0.08%)
H20	66,243人 (2.0%)	2,208人 (0.07%)
H21	56,947人 (1.7%)	1,647人 (0.05%)
H22	55,415人 (1.6%)	1,043人 (0.03%)
H23	53,869人 (1.6%)	945人(0.03%)

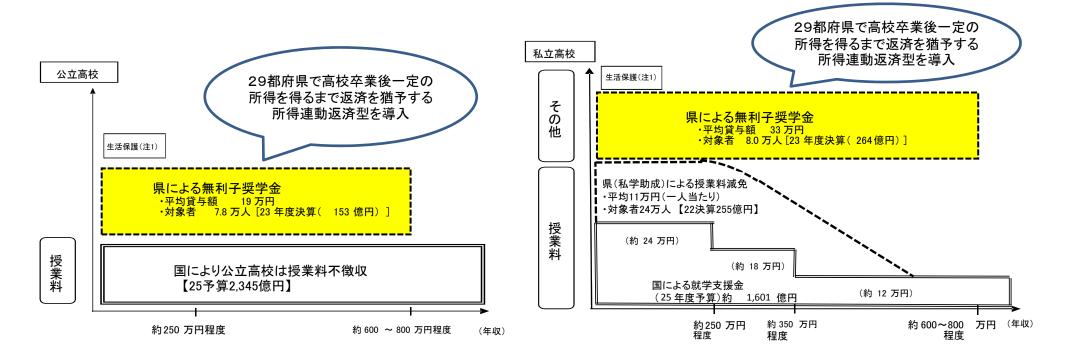
#### (参考)高校中退の事由構成比(H23)

- ①学校生活·学業不適応 39%
- ②進路変更 34%、③学業不振 7%、
- ④問題行動等 6%、⑤家庭の事情 5%
- ⑥病気・けが 4% ⑦経済的理由2%

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

# 低所得世帯の支援(給付型奨学金)

- 高校生に対する奨学金についても、地方単独事業として県が無利子奨学金を実施しており、29都府県 で所得連動返済型の導入が進むなど支援の充実が進んできている。
- 経済的事由による中退者が少ないこと、義務教育を終えた者に対する支援であること、地域の事情に 応じたきめ細かい対応が求められることを踏まえると、国として、別途給付型奨学金を創設する必要はな いのではないか。
- なお、国の行う大学生に対する奨学金は、卒業後就職して所得を得た者からは返済してもらうのが公平であること、給付にすると将来の奨学金を供与できる者が限られること等を踏まえ、貸与制としている。



- (注1)経済的理由により就学困難な生徒の保護者で、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である者に学用品費や通学費等を支給。
- (注2)奨学金事業は平成17年度より都道府県に移管。財源として高等学校等奨学金事業交付金(17年度から10~15年間で総額2,000億円程度を交付)
- (注3)高校無償化前の都道府県による授業料減免額相当分(地方財政措置約310億円(公立高校の授業料徴収予定額の11.5%相当)は存置。